

市民キャビネット福祉部門からの提言

「福祉のある優しい“我がまち”づくり」に向けて

「日本中のどこでも安心して暮らせる地域社会の構築」は国が国民に対して保障すべき義務であり、国民にとっての権利だということを国の福祉政策の基本的方針として据えるべきである。

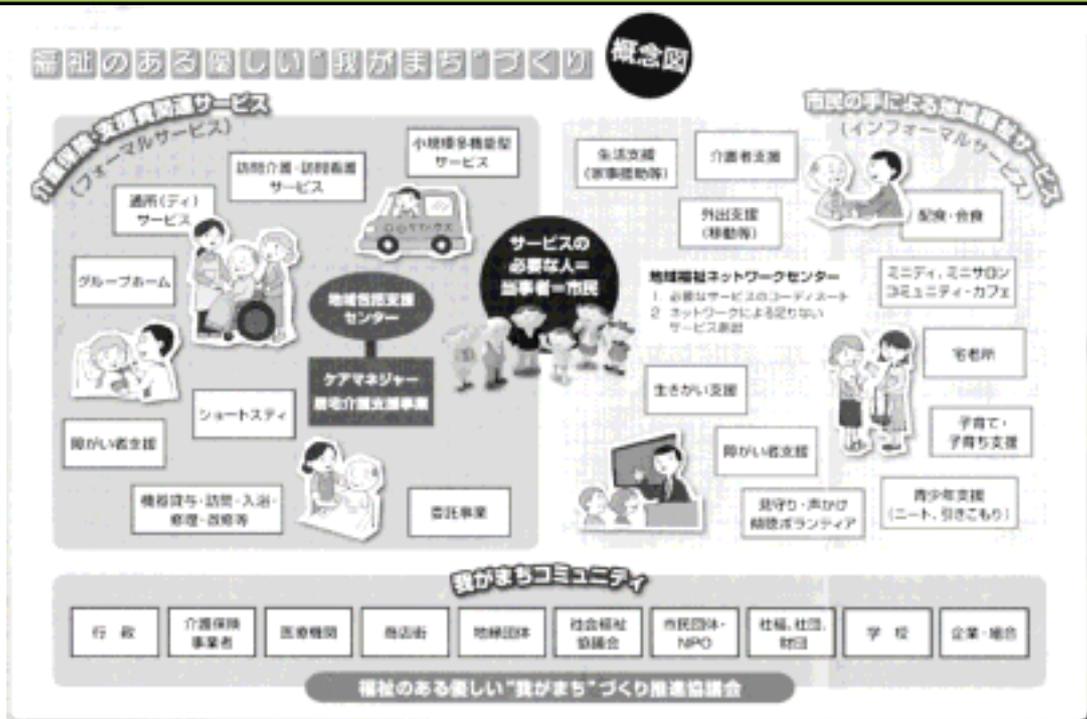
地域の生活支援の実施状況は自治体や地域によって大きな格差が生じている。地域主権は重要であるが、国民として保障されるべき生活権が侵害されてはならない。こうした状況に対して国は公の責任を明確にするべきである。

その上で、公的サービスによって全て費用負担し運営することは、財政的に困難であるばかりでなく市民の自立も阻害する。安心して暮らせる地域社会の構築のためには、「医療・介護・障害者福祉・保育」などの全国統一的な公的サービスの持続・発展を軸としつつ、地域における自主的な活動に地域独自の「枠外サービス」を委ね、公が支援することで公・民が協働して地域福祉を支える体制づくりが急務である。

地域の中で助け助けられる「福祉のある優しい“我がまち”づくり」を推進するため、以下に提言する。

- | |
|--|
| <p>1. 食事サービス、移動サービス、ホームヘルプなどの介護保険外の生活支援や介護者支援は、介護保険サービスと共に在宅を支える車の両輪として必須である。地域支援事業の内容を見直し、こうした取り組みを評価し、活用・促進すべきである。また、都道府県など広域行政はサービスの地域格差是正に務めるべきである。</p> |
| <p>2. 利用者やニーズを限定しない緩やかな助け助けられるしくみの育成と確立のためには、市民参加による自主的な活動に「枠外サービス」を優先的に委ねるなど、積極的な評価と支援が必要である。</p> |
| <p>3. 地域包括支援センターは介護予防マネジメントを中心的業務とすることから脱却し、本来の包括的継続的な地域ケアの調整機能に特化すべきである。またその機能を社協や社会福祉法人、NPO 法人にも分担し、コミュニティレベルで住民に身近な福祉ネットワークを構築すべきである。</p> |
| <p>4. サービスの向上、アドボカシーを担う広域的な中間支援団体のネットワーク機能が必要とされている。サービスの創出や質の向上、担い手育成のために広域に活動する中間支援団体に対する継続的な支援が求められる。</p> |
| <p>5. 現在の高齢者福祉に特化した地域包括支援センターの機能では、障害者や子育て支援等の複合的なニーズに柔軟に対応できない。地域の福祉ニーズを横断的に受け止める理論の構築と介護保険以外からの財源確保の可能性を模索すべきである。また将来的には関連法令を横断する「地域生活支援法（仮称案）」の立法化も考えられる。</p> |

福祉のあるまちづくり【イメージ】



地域福祉とは、医療、介護（高齢者、障害児・者）、保育など国制度にとどまらず、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるしくみをつくることであり、そのためにはさまざまな生活課題を、自助・互助・共助・公助の連携によって解決していくことが必要である。しかし現在は、家族構造や生活モデルの変化、景気の低迷などによって、いずれも機能低下したり地域による格差が生じたりしている。

政策提言事項

政策提言名・循環型地域福祉事業

目的：誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉社会を構築する

- ・介護保険サービスや障害者自立支援事業を相互に補完する市民参加による地域生活支援（移動サービス・食事サービス・ホームヘルプ等）の充実
- ・地域支援サービスの実施における市民参加の促進

- 事業概要：1．コミュニティ単位における各種サービスのコーディネート機関の設置
2．拠点施設の整備
3．中間支援組織によるコーディネーターの養成

政策提言名・市民参加による地域福祉サービスに関する規制緩和

目的：

市民参加による有償の地域福祉サービス提供の阻害要因となっている既成の法律・制度（ex. 道路運送法・道路交通法・法人税法等）の内容及び運用を見直し地域の住民生活の実態と合わせる。